

配置販売業従事者の自主基準を作成

発行：日本置き薬協会 事務局

日本置き薬協会は、3月24日に開催の薬業団体連絡会議、及び4月15日に開催の薬業連絡協議会において要望された「既存配置販売業従事者の資質向上のための継続研修」自主基準を作成し提出した。三部から構成されており、「既存配置販売業の一定水準の研修」、「業務期間が短い配置員を対象とした講習・研修」、「一定水準の講習などの実施状況の評価・確認事項」から成っている。

「既存配置販売業の一定水準の研修」には、冒頭、「平成21年6月施行の改正薬事法の主旨を尊重し、セルフメディケーションを推進することを希求し、配置販売に携わる者の責任として、以下の自主的な講習、研修制度の確立を目指す。特に、改正薬事法附則12条により、既存配置業者は期限を定め無い経過措置を与えられた以上、それに伴い定められた平成21年3月31日付課長通知に依る一定水準を厳格に解釈し、実行する必要がある。それにより、国民に対し雄弁に講習、研修制度の確立を誇示することが出来る」と標榜している。

その内容は、「講習、研修等の実施方法」と「講習、研修等を実施する際の留意点」に分かれ、前者は、「講習、研修等の受講対象者」、「講習、研修等の実施者」、「講習、研修等の実施体制」、「講習、研修等の形式」、「講習、研修等の内容」、「講習、研修等の修了証の交付」「講習、研修等の時間数」、「講習、研修等の修了証の交付の確認等」で構成されている。

また「業務期間が短い配置員を対象とした講習・研修」には、冒頭、「総務課長通知によって示されている一定水準の研修、講習における業務期間が短い配置員を対象とした講習、研修について」と但し書きがされ、「既存配置販売業の下で、新たに配置員として配置販売に従事しようとする無資格、未経験者を対象とした講習、研修についての自主基準」と説明が付されている。

「法改正の主旨を踏まえ、消費者から一般医薬品の情報提供の要否・内容及び使用の適否の判断を求められることから、新たに既存配置販売業者の下での配置員として配置販売に従事しようとする者は、業務に就く（既存配置販売業配置従事者身分証明書を取得する）前に、別途、配置販売に必要な基礎的知識を習得しなければならない。但し、已むを得ない場合は、その理由を明記し、身分証申請時から一カ月以内に当該教育を始めることの誓約書を都道府県業務課へ提出し、終了後、速やかに修了の報告をしなければならない」と最初に記している。現状では配置販売業者の身分証明書申請の後、都道府県業務課のその受理と発給により営業活動が出来るのを、改正薬事法の主旨に沿い資質を確保させようとするものである。

基本的には、従来の置き薬医薬品販売士認定講習を受講することを前提に、一カ月間の通信教育と三回の添削問題を課している。これらのカリキュラムは、「医薬品に共通する特性と基本的な知識」、「人体の働きと医薬品」、「主な医薬品とその作用、薬事に関する法規と制度」、「医薬品の適正使用と安全対策」、「置き薬販売従事者に求められる理念、倫理、関連法規等」で構成されている。

「一定水準の講習などの実施状況の評価・確認事項」は、上記「既存配置販売業の一定水準の研修」の実施状況を当事者である配置販売業者が評価、確認するため自主点検表である。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協